

# 一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程

(昭和48年5月4日規程第5号)

改正	昭和48年9月29日規程第9号	改正	昭和50年4月1日規程第3号
改正	昭和50年12月25日規程第5号	改正	昭和51年12月24日規程第2号
改正	昭和52年12月27日規程第3号	改正	昭和53年3月27日規程第1号
改正	昭和53年12月27日規程第3号	改正	昭和54年12月27日規程第5号
改正	昭和55年12月25日規程第2号	改正	昭和56年12月26日規程第5号
改正	昭和57年6月1日規程第6号	改正	昭和58年12月27日規程第10号
改正	昭和59年5月25日規程第10号	改正	昭和59年12月27日規程第6号
改正	昭和60年2月19日規程第5号	改正	昭和60年12月26日規程第6号
改正	昭和61年12月25日規程第2号	改正	昭和62年12月25日規程第1号
改正	昭和63年12月27日規程第1号	改正	平成元年12月26日規程第1号
改正	平成2年12月26日規程第1号	改正	平成3年3月26日規程第4号
改正	平成3年12月25日規程第7号	改正	平成4年12月24日規程第4号
改正	平成5年12月24日規程第7号	改正	平成6年3月25日規程第5号
改正	平成6年12月25日規程第7号	改正	平成7年3月28日規程第2号
改正	平成7年12月25日規程第3号	改正	平成8年3月26日規程第2号
改正	平成8年12月19日規程第3号	改正	平成9年3月25日規程第5号
改正	平成9年12月19日規程第13号	改正	平成10年12月22日規程第3号
改正	平成11年3月30日規程第3号	改正	平成11年12月21日規程第4号
改正	平成12年12月19日規程第3号	改正	平成13年12月18日規程第20号
改正	平成14年3月26日規程第4号	改正	平成14年12月25日規程第10号
改正	平成15年3月24日規程第5号	改正	平成15年11月14日規程第6号
改正	平成15年11月14日規程第6号	改正	平成17年11月25日規程第1号
改正	平成18年3月28日規程第5号	改正	平成19年3月27日規程第4号
改正	平成19年12月19日規程第7号	改正	平成20年3月26日規程第1号
改正	平成21年3月27日規程第3号	改正	平成21年5月26日規程第4号
改正	平成21年11月27日規程第5号	改正	平成22年3月29日規程第1号
改正	平成22年11月26日規程第3号	改正	平成23年3月28日規程第1号
改正	平成23年12月20日規程第2号	改正	平成25年3月28日規程第1号
改正	平成26年12月17日規程第1号	改正	平成28年3月16日規程第1号
改正	平成29年3月28日規程第1号	改正	平成29年5月12日規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人土浦市産業文化事業団の職員（以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市職員給与条例 土浦市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第22号）

(2) 市職員給与規則 土浦市職員の給与に関する規則（昭和34年規則第4号）

(給与の種類)

第3条 職員に支給する給与は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、職務手当及び退職手当とする。

(給与の支払)

第4条 給与は、現金をもって直接職員に支払うものとする。ただし、職員から口座振替払を希望する申し出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料)

第5条 給料は正規の勤務時間による報酬であつて、この規程に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、職務手当及び退職手当を除いたものとする。

2 給料は月額とする。

(給料表)

第6条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ給料表の定めるところによる。

(1) 事務職給料表（別表第1）

(2) 技能労務職給料表（別表第2）

(職務の級)

第7条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3のとおりとする。

(初任給・昇格・昇給等の基準)

第8条 新たに採用する職員の給料月額、前条の規定により決定された職務の級のうち、その者の資格に応じて別表第4に掲げる基準により決定するものとする。ただし、この基準による初任給により難しい場合は、その者の学歴経歴、技能、職務の内容及び他の職員との均衡を勘案して理事長が定めることができる。

2 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合、又は1の職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における職務の級及び給料月額の決定の基準は理事長が別に定める。

3 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させる否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級7級であるものにあつては、3号給）とすることを標準として土浦市職員の例により決定するものとする。

5 職員の昇給は、その所属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

6 55歳を超える職員に関する第4項の規定の適用については、同項中「4号給（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるものにあつては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行われなければならない。

8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、土浦市職員の例による。

（給料の支給）

第9条 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし、毎月21日（その日が休日に当たるときは、その前日）に支給する。

2 新たに職員となった者は、その日から給料を支給し、昇給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その日まで給料を支給する。

5 第2項又は第3項により、給料を支給する場合であつて、その月の1日から支給するとき以外のとき、又はその末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務を要しない日数（祝日、年末年始を除く）を差し引いた日数を基礎として、日割りによつて計算する。

（手当の支給）

第10条 この規程に別段の定めのあるものを除き、手当の支給日は、次のとおりとする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

（1）管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び通勤手当については、当該給与の一の給与期間の分について、その月の21日

（2）時間外勤務手当、宿日直手当及び職務手当については、当該給与の一の給与期間の分について、その月の翌月の21日

（管理職手当）

第11条 管理職手当は、一般財団法人土浦市産業文化事業団事務局組織規程第7条に定める参事、事務局長、事務局次長、事務局長補佐及び主査並びに同規程第8条に定める所長、所長補佐、主査及び調理長に対し、理事長が定める基準に従い支給する。

2 前項の規定による管理職手当の月額は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

（扶養手当）

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者のうち第3項に該当しないもので、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているもので、第5項の規定により理事長の承認を受けたものをいう。

（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（2）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

（3）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

（4）満60歳以上の父母及び祖父母

（5）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（6）重度心身障害者

3 前項に該当しない者の範囲は、次のとおりとする。

（1）他の事業所から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者

（2）その者の勤務所得、資産所得、事業所得の合計が年額1,300,000円程度以上である者

- (3) 重度心身障害者の場合は、前2号によるほか終身労務に服することができない程度でない者
- 4 扶養手当の月額、第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受けている職員でその職務の級が7級である職員（以下「事務職7級職員」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 5 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 6 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、直ちにその旨を理事長に届け出てその認定を受けなければならない。
- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 7 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出が受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その属する月）から行うものとする。
- 8 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第6項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第6項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第6項の規定による届出に係るものがある事務職7級職員が事務職7級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第6項の規定による届出に係るものがある職員で事務職7級職員以外のものが事務職7級職員となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第6項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間である子となった場合
- 9 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し、必要な事項は土浦市職員の例による。

(地域手当)

第12条の2 地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、地域における物価等を考慮して、すべての職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の10を超えない範囲内の額とし、その額は、理事長が定める。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から勤務個所までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 前項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し、必要な事項は土浦市職員の例により支給する。

(住居手当)

第14条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(財団法人土浦市産業文化事業団職員就業規則(平成14年規則第1号)が適用されない職員は除く。)に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

3 前2項に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、土浦市職員の例による。

(時間外勤務手当)

第15条 正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対し、勤務時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、そ

の割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

(勤務時間1時間当たりの給与額の算出)

第16条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから職員就業規則第6条に規定する休日に係る勤務時間を考慮して理事長が土浦市の例によりさだめる時間を減じたもので除して得た額とする。

(特定職員の適用除外)

第17条 第15条の規定による時間外勤務手当は、第11条に規定する管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

(宿日直手当)

第18条 削除

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 第11条の規定で指定する職を占める職員(以下この条において「特定管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の職務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の職務の運営の必要により休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、特別管理職員にあっては別表第7に規定する額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事した時間が6時間を超える場合にあっては、同表に規定する額のそれぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が土浦市の例により定める額とする。

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給については、土浦市職員の給与の取扱いに準じて、理事長が定める。

(職務手当)

第19条 職務手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額、その他の支給に関し必要な事項は理事長が定める。

2 前項の職務手当の支給基準については理事長が定める。

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3まで及び付則第5項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、6月30日及び12月10日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(第20条の4及び付則第8項において「特定幹部職員」という。))にあっては、6月に支給する場合において

は100分の102.5, 12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。付則第5項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに別表第6で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の人事及び勤務並びに服務に関する規程(昭和48年規程第4号)第10条の規定により解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第20条の3 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続きによるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するにいたった場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関

し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第20条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び付則第5項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、6月30日及び12月10日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別表第5で定める基準に従って定める割合及び別に定める成績率を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第5項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第20条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第20条の4第3項」と、「同項に規定する合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第20条の4第1項」と、同条第1項中「基準日から」とあるのは「基準日（第20条の4第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する6月30日及び12月10日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(期末手当及び勤勉手当の支給を受ける職員)

第20条の5 期末手当及び勤勉手当は、基準日に在職する職員のうち、次の各号に掲げる職員以外の者に支給する。ただし、理事長が土浦市職員の例に準じ特に支給の必要を認めるときは、この限りでない。

- (1) 私傷病による休職中の職員
- (2) 刑事事件に関し起訴されていることにより休職中の職員

(休職者の給与)

- 第21条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が私傷病にかかり、休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が刑事事件に起訴されたことにより休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 休職にされた職員には、前3項及び第20条の5ただし書に規定する給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(給与の減額)

- 第22条 職員が勤務しないときは、その勤務しないときにつき理事長の承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第16条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(退職手当)

- 第23条 退職手当は、一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の退職手当に関する規程(平成14年規程第11号)により支給するものとする。

(適用除外)

- 第24条 一般財団法人土浦市産業文化事業団職員就業規則(平成14年規則第1号)が適用される職員(以下この条において「一般職員」という。)以外の職員については、一般職員の給与との均衡を考慮し、第3条から前条までの規定にかかわらず予算の範囲内で理事長の定めるところにより、給与を支給する。

(その他)

- 第25条 この規程に定めるもののほか、職員の給与の支給に関し必要な事項は、土浦市職員の給与の取扱いに準じて、理事長が定める。

付 則

- 1 この規程は、昭和48年5月4日から施行し、昭和48年4月12日から適用する。
- 2 昭和53年12月の期末手当の額に土浦市産業文化事業団職員給与規程等の一部を改正する規程(昭和53年土浦市産業文化事業団規程第2号、以下この項において「改正規程」という。)
- 付則第5項の規定による差額を加算された職員の昭和54年3月の期末手当の額は、改正後の第20条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から改正規程付則第5項の規定により加算された当該差額を減じた額とする。
- 3 平成21年6月に支給する期末手当に関する第20条第2項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合においては100分の140」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」とする。
- 4 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第20条の4第2項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

(55歳を超える職員に対して支給する給与の額の減額の特例措置)

- 5 平成30年3月31日までの間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者で

あってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定減額職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定減額職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定減額職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定減額職員となった場合にあっては、特定減額職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定減額職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定減額職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定減額職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、付則第7項及び第8項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定減額職員の給料月額から当該特定減額職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び付則第7項において「給料月額減額基礎額」という。))
- (2) 地域手当 当該特定減額職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第20条の4第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第2項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第20条の4第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額。付則第8項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定減額職員に支給される勤勉手当に係る第20条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第3項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額。付則第8項において「勤勉手当減額基礎額」という。))に、当該特定減額職員に支給される勤勉手当に係る第20条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)
- (5) 第21条第1項から第3項までの規定により支給される給与 当該特定減額職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - ア 第21条第1項 前各号に定める額

イ 第21条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第21条第3項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定減額職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

給料表	職務の級
事務職給料表	6級

6 前項に規定するもののほか、特定減額職員以外の者が月の初日以外の日に特定減額職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、土浦市の例により理事長が定める。

7 付則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第16条の規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額とする。

(1) 第16条の規定により算出した給与額

(2) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額

8 付則第5項の規定が適用される間、第20条の4第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で付則第5項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275（特定幹部職員にあつては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（平成23年12月に支給する給料に関する特例措置）

9 平成23年12月に支給する給料の額は、第5条から第8条まで第9条第1項若しくは同条第5項、第21条第1項から第3項まで若しくは第22条又は付則第5項から第7項まで並びに別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、これらの規定により算定される給料の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、給料は支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月31日までの間に職員（財団法人土浦市産業文化事業団職員就業規則（平成14年規則第1号））が適用される職員（以下この項において同じ。））以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年3月28日規程第5号）付則第8項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成23年4月1日に減額改定対象職員であった者で採用の事情を考慮して理事長が土浦市の例により定めるものを除く。）にあつては、その減額対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日の内理事長が土浦市の例により定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料（給料の調整額を含む。）、管理職手当、

扶養手当，地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に，9（同年4月1日から同年12月31日までの期間において，在職しなかった期間，給料を支給されなかった期間，減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が土浦市の例により定める期間がある職員にあっては，9から当該期間を考慮して理事長が土浦市の例により定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号級
事務職給料表	1級	1号給から93号級まで
	2級	1号給から76号級まで
	3級	1号給から60号級まで
	4級	1号給から44号級まで
	5級	1号給から36号級まで
	6級	1号給から28号級まで
	7級	1号給から16号級まで
技能労務職給料表	1級	1号給から121号級まで
	2級	1号給から84号級まで
	3級	1号給から76号級まで
	4級	1号給から48号級まで
	5級	1号給から32号級まで

(2) 平成23年6月1日及び同年12月1日において減額改定対象職であった者（採用の事情を考慮して理事長が土浦市の例により定めるものを除く。）に同年6月及び12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(理事長への委任)

10 前項に定めるものの他この規程の施行に伴う平成23年12月に支給する給料に関する特例措置に関し必要な事項は，土浦市の例により理事長が定める。

付 則（昭和48年9月29日規程第9号）

この規程は，昭和48年9月29日から施行する。

付 則（昭和50年4月1日規程第3号）

(施行期日等)

1 この規程は，昭和50年4月1日から施行し，昭和49年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。ただし，改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第18条第2項及び第20条第2項の規定は，昭和49年9月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程に基づいて切替日からこの規程施行の日までに職員に支払われた給与は，改正後の規程による給与の内払いとみなす。

(委任)

3 この規程の施行に関し，必要な事項は，別に理事長が定める。

付 則（昭和50年12月25日規程第5号）

(施行期日等)

1 この規程は、昭和50年12月25日から施行し、昭和50年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(住居手当に関する経過措置)

2 切替期間において、改正前の規程第14条の規定により住居手当を支給されていた期間のうち改正後の規程第14条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規程の施行の際改正前の規程第14条の規定により、この規程の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規程第14条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの規程の施行の日から昭和51年3月31日までの間の住居手当についても同様とする。

(給与の内払)

3 職員が、改正前の規程に基づいて切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規程(住居手当については、改正後の規程第14条又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 この規程の施行に関し、必要な事項は、別に理事長が定める。

付 則(昭和51年12月24日規程第2号)

(施行期日等)

1 この規程は、昭和51年12月27日から施行し、昭和51年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

2 昭和51年6月に改正前の規程第20条の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の規程第20条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は同条第3項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

(給与の内払)

3 職員が改正前の規程に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規程(勤勉手当については、改正後の規程第20条又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 この規程の施行に関し、必要な事項は別に理事長が定める。

付 則(昭和52年12月27日規程第3号)

(施行期日等)

1 この規程は、昭和52年12月27日から施行し、昭和52年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(住居手当に関する経過措置)

2 切替期間において、改正前の規程第14条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の規程第14条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第14条の規定による住居手当の

額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規程施行の際改正前の規程第14条の規定によりこの規程の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規程第14条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの規程の施行の日から昭和53年3月31日までの間の住居手当についても同様とする。

(給与の内払)

- 3 職員が、改正前の規程に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規程(住居手当については、改正後の規程第14条又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 この規程の施行に関し、必要な事項は、別に理事長が定める。

付 則(昭和53年3月27日規程第1号)

- 1 この規程は、昭和53年4月1日(以下「切替日」という。)から施行する。
- 2 切替日の前日に在職する職員の切替日における等級・号給は、切替日の前日において、改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程により、その者が受けていた等級・号給と同じ等級・号給とする。

付 則(昭和53年12月27日規程第2号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、昭和53年12月27日から施行し、昭和53年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

- 2 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間において、改正前の土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長が定める職員の改正後の土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 3 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において理事長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、改正前の規程の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に定められたものでなければならない。

(昭和53年12月の期末手当の額の特例)

- 5 昭和53年12月に改正前の規程第20条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の規程第20条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、昭和53年12月に支給されるべきその者の期末手当

の額は、同条第2項にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

(給与の内払)

- 6 職員が改正前の規程に基づいて切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 7 この規程の施行に関し、必要な事項は、別に理事長が定める。

付 則 (昭和54年12月27日規程第5号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、昭和54年12月27日から施行し、昭和54年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

- 2 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 3 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、改正前の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

- 5 切替期間において、改正前の規程第14条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の規程第14条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規程施行の際、改正前の規程第14条の規定によりこの規程の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規程第14条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの規程の施行の日から昭和55年3月31日までの間の住居手当についても同様とする。

(給与の内払)

- 6 職員が改正前の規程に基づいて切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規程(住居手当については、改正後の規程第14条又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

7 この規程の施行に関し、必要な事項は、別に理事長が定める。

付 則 (昭和55年12月25日規程第2号)

(施行期日等)

1 この規程は、昭和55年12月25日から施行し、昭和55年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

2 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは、給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

3 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において理事長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

4 前2項の規定の適用については、改正前の規程の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は、給料月額は、改正前の規程に定められたものでなければならない。

(給与の内払)

5 職員が改正前の規程に基づいて切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

6 この規程の施行に関し、必要な事項は、別に理事長が定める。

付 則 (昭和56年12月26日規程第5号)

(施行期日等)

1 この規程は、昭和56年12月26日から施行し、昭和56年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

2 切替日からこの規程の施行日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは、給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

3 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日に置いて職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と

認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、改正前の規程の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は、給料月額、改正前の規程に定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

- 5 切替期間に置いて、改正前の規程第14条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の規程第14条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第14条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。この規程施行の際改正前の規程第14条の規定によりこの規程の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規程第14条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの規程の施行の日から昭和57年3月31日(同日前に理事長が定める事由が生じた職員にあっては理事長が定める日)までの間の住居手当についても同様とする。

(期末手当及び勤勉手当に関する措置)

- 6 昭和56年6月又は12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の規程第20条第2項及び同条第3項の規定の適用については、改正後の規程第20条第2項中「において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額」とあるのは「における職員の号給又は給料月額につき財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の一部を改正する規程(昭和56年規程第5号)による改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)別表第1,第2の給料表において定められた額その他これに準ずるものとして理事長が定める額(以下「旧給料月額」という。)による給料月額及びその日において改正前の規程の規定が適用されるときの場合に受けるべきであった扶養手当の月額」と第20条第3項中「において受ける給料,扶養手当の月額」とあるのは「において旧給料月額による給料の月額及び基準日現在において改正前の規程の規定が適用されるときの場合に受けるべきであった扶養手当の月額」とする。

- 7 昭和57年3月に支給する期末手当に関する改正後の規程第20条第2項の規定の適用については、同項中「において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額」とあるのは「における職員の号給又は給料月額につき財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の一部を改正する規程(昭和56年規程第5号)による改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)別表第1,第2の給料表において定められた額その他これに準ずるものとして理事長が定める額による給料の月額及びその日において改正前の規程の規定が適用されるときの場合に受けることとなる扶養手当の月額」とする。

(給料の内払)

- 8 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 9 この規程の施行に関し、必要な事項は、別に理事長が定める。

付 則（昭和５８年１２月２７日規程第１０号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、昭和５８年１２月２７日から施行し、昭和５８年４月１日（以下「切替日」という。）から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

- 2 切替日からこの規程の施行日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは、給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 3 切替日前日に職務の等級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等などをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

- 4 前２項の規定の適用については、改正前の規程の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に定められていたものでなければならない。

（給与の内払）

- 5 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 6 この規程の施行に関し、必要な事項は別に理事長が定める。

付 則（昭和５９年５月２５日規程第１０号）

この規程は、昭和５９年５月２５日から施行し、昭和５９年４月１日から適用する。

付 則（昭和５９年１２月２７日規程第６号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、昭和５９年１２月２７日から施行し、昭和５９年４月１日（以下「切替日」という。）から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

- 2 切替日からこの規程の施行日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号級若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程（以下「改正後の規程」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その

者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

(給料の内払)

- 5 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 6 この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付 則 (昭和60年2月19日規程第5号)

この規程は、昭和60年3月1日から施行する。

付 則 (昭和60年12月26日規程第6号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第7条、第8条及び別表第3の改正規程は、昭和61年1月1日から施行する。

- 2 この規程(前項ただし書に規定する改正規程を除く。)による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は昭和60年7月1日から適用する。

(職務の級への切替え)

- 3 昭和60年7月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であって、同日においてそのものが属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が付則別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の勤務の級欄に定める職務の級とする。ただし、切替日から昭和60年12月31日の間にあつては旧等級とし、改正後の規程別表第1中「8級」とあるのは「1等級」と、「7級」とあるのは「2等級」と、「5級」とあるのは「3等級」と、「3級」とあるのは「4等級」と、「2級」とあるのは「5等級」と、「1級」とあるのは「6等級」と、別表第2中「3級」とあるのは「1等級」と、「2級」とあるのは「2等級」と、「1級」とあるのは「3等級」とする。

- 4 この規程による改正後の別表第4の適用については、切替日から昭和60年12月31日の間にあつては、「1級8号給」とあるのは「6等級9号給」と、「1級6号給」とあるのは「6等級7号給」と、「1級4号給」とあるのは「6等級5号給」と、「2級3号給」とあるのは「2等級4号給」と、「1級2号給」とあるのは「3等級2号給」と、「1級1号給から16号給まで」とあるのは「3等級1号給～16号給」とする。

(号給への切替え)

- 5 前項の規定(ただし書を除く。)により、切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に対応する付則別表第2の新号給欄に定める号給とする。

(切替えに伴う昇給期間の通算)

- 6 前項の規定により、新号給を定められる職員に対する。切替日後における最初の改正後の規程第8条第3項又は、第5項ただし書の適用については、旧号給を受けていた期間(理事長の定める職員にあつては、理事長の定める期間。以下この項において同じ。)を新号給を受ける期間に通算する。ただし、切替日の前日において旧号給が旧等級の最

高の号給であって新号給が職務の級の最高の号給以外の号給となる者については、その者の旧号給を受けていた期間のうち12月を超える期間は、この限りでない。

(旧号給等の基礎)

- 7 付則第3項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 8 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 9 この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付 則 (昭和61年12月25日規程第2号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、昭和61年12月25日から施行し、昭和61年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。ただし、宿日直手当は、昭和62年1月1日から施行する。

(切替日における異動者の号給等)

- 2 切替日からこの規程の施行日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程(以下「改正後の規程」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 5 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 6 この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付 則 (昭和62年12月25日規程第1号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表3の改正規程は、昭和63年1月1日から施行する。

- 2 この規程(前項ただし書に規定する改正規程を除く。)による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は昭和62年4月1日から適用する。

3 昭和62年4月1日（以下「切替日」という。）の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この規定による改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

5 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

6 切替期間において、改正前の規程第14条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の規程第14条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同規程の規定による住居手当の額が改正前の規程第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規程の施行の際、改正前の規程第14条の規定によりこの規程の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給されることとされていた職員のうち、改正後の規程第14条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同規程の規定による住居手当の額が改正前の規程第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの規程の施行の日から昭和63年3月31日（同日前に理事長が定める事由が生じた職員にあっては、理事長が定める日）までの間の住居手当についても同様とする。

（給与の内払）

7 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

8 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付 則（昭和63年12月27日規程第1号）

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第12条第2項の改正規定は、昭和64年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は昭和63年4月1日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

3 昭和63年4月1日（以下「切替日」という。）の施行の日の前日までの間（以下「切替日」という。）において、この規定による改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級、又は、その受ける号給若しくは給料月

額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程の規定による当該適用、又は、異動の日における号給、又は、給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 6 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 7 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付 則 (平成元年12月26日規程第1号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。この規程による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は平成元年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 平成元年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は別に定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間において、この規程による改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 前3項の規程の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 6 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

7 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付 則（平成2年12月26日規程第1号）  
（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第21条第1項の改正規定及び付則第9項の規定は、平成3年1月1日から施行する。

2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成2年4月1日から適用する。

（特定の号給の切替え等）

3 平成2年4月1日（以下「切替日」という。）の前号においてその者の受ける号給が付則別表に掲げる職務の級の1号給である職員の切替日における号給は、2号給とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

（最高号給等の切替え等）

4 切替日の前日において職務の級の最高号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は別に定める。

（切替期間における異動者の号給等）

5 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間においてこの改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

7 付則第3項から前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

8 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（休職者の給与に関する経過措置）

9 改正後の規程第21条第1項の規定は、付則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の際、通勤による負傷又は疾病のため休職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

（委任）

10 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付則別表

給 料 表	職 務 の 級
事 務 職 給 料 表	1 級      2 級
技 能 労 務 職 給 料 表	1 級      2 級

付 則（平成 3 年 3 月 2 6 日 規 程 第 4 号）

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 3 年 1 2 月 2 5 日 規 程 第 7 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条及び第 5 条第 1 項の改正規定、第 1 8 条第 2 項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定は、平成 4 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。  
（最高号給等の切替え等）
- 3 切替日の前日において職務の級の最高号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は別に定める。  
（切替期間における異動者の号給等）
- 4 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間においてこの改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。  
（切替日前の異動者の号給等の調整）
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
（旧号給等の基礎）
- 6 付則第 3 項から前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。  
（給与の内払）
- 7 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。  
（委任）
- 8 付則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付 則（平成４年１２月２４日規程第４号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第１８条第２項の改正規定は、平成５年１月１日から施行する
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第１２条第２項及び第１４条の規定並びに別表第１及び第２の規定は、平成４年４月１日から適用する。（最高号給等の切替え等）
- 3 切替日の前日において職務の級の最高号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 4 切替日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

- 6 付則第３項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

（扶養手当に関する経過措置）

- 7 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨、（第１号に該当する者が職員となった日において、第２号に該当する者にあつてはその者が同号に該当するものとなった日において、これらの者に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がなく、かつ、改正前の規程第１２条第２項第２号から第５号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 切替期間において新たに職員となった者であつて、その者が職員となった日に、昭和４９年４月１日以前に生まれた者で改正後の規程第１２条第２項第２号又は第４号の扶養親族たる要件を具備するもの（以下「新規扶養親族たる子等」という。）を有していたもの
- (2) 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であった者
- (3) 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者
- (4) 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至ったものがある職員であった者

- (5) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者（改正前の規程第12条第5項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。）があった職員であって、切替期間において配偶者がいない職員となり、かつ、その配偶者がいない職員となった日に改正前の規程第12条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの
- (6) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であって、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の規程第12条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの（住居手当に関する経過措置）
- 8 切替期間において、改正前の規程第14条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の規程第14条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同規程の規定による住居手当の額が改正前の規程第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規程の施行の際改正前の規程第14条の規定により、施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規程第14条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同規程の規定による住居手当の額が改正前の規程第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成5年3月31日（同日前に理事長が定める事由が生じた職員にあっては、理事長が定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。
- （給与の内払）
- 9 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- （委任）
- 10 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。
- 付 則（平成5年12月24日規程第7号）
- （施行期日等）
- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。付則第4項において同じ。）による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成5年4月1日から適用する。
- （最高号給等の切替え等）
- 3 切替日の前日において職務の級の最高号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。
- （切替期間における異動者の号給等）
- 4 切替日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動があった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。
- （切替日前の異動者の号給等の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(旧号給等の基礎)
- 6 付則第3項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。  
(期末手当の額の特例)
- 7 平成5年12月に改正前の規程第20条の規定に基づいて支給されることとなる職員の期末手当の額が、改正後の規程第20条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、平成5年12月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 8 前項の規定の適用を受けた者の平成6年3月の期末手当の額は、改正後の規程第20条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者に支給されることとなる期末手当の額から前項の規定に基づいて加算して支給された額に相当する額を控除した額とする。  
(給与の内払)
- 9 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。  
(委任)
- 10 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。  
付 則 (平成6年3月25日規程第5号)  
この規程は、平成6年4月1日から施行する。  
付 則 (平成6年12月25日規程第7号)  
(施行期日等)
- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。付則第4項において同じ。)による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成6年4月1日から適用する。  
(最高号給等の切替え等)
- 3 切替日の前日において職務の級の最高号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。  
(切替期間における異動者の号給等)
- 4 切替日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 付則第3項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

- 7 平成6年12月に改正前の規程第20条の規定に基づいて支給されることとなる職員の期末手当の額が、改正後の規程第20条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、平成6年12月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

- 8 前項の規程の適用を受けた者の平成7年3月の期末手当の額は、改正後の規程第20条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいての者に支給されることとなる期末手当の額から前項の規定に基づいて加算して支給された額に相当する額を控除した額とする。

(給与の内払)

- 9 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 10 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付 則 (平成7年3月28日規程第2号)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

付 則 (平成7年12月25日規程第3号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、平成8年1月1日から施行する。

- 2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。付則第4項において同じ。)による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成7年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職長の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に理事長が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この規程による改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成8年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

7 施行日から平成8年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動があった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず、改正前の規程が適用され、ついで当該適用の日又は異動の日から改正後の規程が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

8 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

9 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付 則 (平成8年3月26日規程第2号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 (平成8年12月19日規程第3号)

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第18条第2項の改正規定は、平成9年1月1日から施行する。

2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。付則第4項において同じ。)による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成8年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成8年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に理事長が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この規程による改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成9年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 7 施行日から平成9年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の規程が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 8 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 9 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付 則 (平成9年3月25日規程第5号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

付 則 (平成9年12月19日規程第13号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第18条第2項の改正規定、第20条第2項の改正規定(「100分の50」を「100分の55」に改める部分を除く。)及び第20条の4第2項の改正規定は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 第12条第4項及び第5項の改正規定、第20条第2項の改正規定(「100分の50」を「100分の55」に改める部分に限る。)並びに別表第1から別表第2までの改正規定(付則第4項において同じ。)による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成9年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成9年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に理事長が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この規程による改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の規程による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認

められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成10年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 7 施行日から平成10年3月31日までの間において、改正後の規程により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 8 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 9 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付 則 (平成10年12月22日規程第3号)

(施行期日等)

- 1 この規程は公布の日から施行する。ただし、第18条第2項の改正規定は平成11年1月1日から施行する。

- 2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。付則第4項において同じ。)による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成10年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成10年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に理事長が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの規程の施行の日(付則第7項において「施行日」という。)の前日までの間において、この規程による改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成11年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

7 施行日から平成11年3月31日までの間において、改正後の規程により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

8 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

9 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付 則 (平成11年3月30日規程第3号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (平成11年12月21日規程第4号)

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「給与規程」という。)

第18条第2項の改正規定 平成12年1月1日

(2) 第2条の規定 平成12年4月1日

2 第1条の規定(前項に掲げる改正規定を除く。付則第4項において同じ。)による改正後の給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成11年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

3 平成11年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に理事長が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの規程の施行の日(以下この項及び付則第6項において「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の規程による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成12年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 6 施行日から平成12年3月31日までの間において、改正後の規程により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 7 付則第3項から第5項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の給与規程又は財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の一部を改正する規程(平成10年規程第3号)付則第8項の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

- 8 平成11年12月に改正前の規程第20条の規定に基づいて支給されることとなる職員の期末手当の額が、改正後の規程第20条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、平成11年12月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

- 9 前項の規定の適用を受けた者の平成12年3月の期末手当の額は、改正後の規程第20条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者に支給されることとなる期末手当の額から前項の規定に基づいて加算して支給された額に相当する額を控除した額とする。

(給与の内払)

- 10 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 11 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付 則 (平成12年12月19日規程第3号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)は、平成12年4月1日から適用する。

(期末手当、勤勉手当の額の特例)

- 2 平成12年12月にこの規程による改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)第20条の規定に基づいて支給されることとなる職員の期末手当の額が、改正後の規程第20条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額(以下「12月期末手当差額」という。)を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とし、平成12年12月に改正前の規程第20条の4の規定に基づいて支給されることとなるその者の勤勉手当の額が、改正後の規程第20条の4の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、その差額(以下「12月勤勉手当差額」という。)を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当

の額に加算した額とし、平成13年3月に支給されるべき者の期末手当の額は、改正後の規程第20条の規定に基づいてその者が支給されることとなる期末手当の額からその額を越えない範囲内で12月期末手当差額と12月勤勉手当差額の合計額を控除した額とする。

(給与の内払)

- 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則 (平成13年12月18日規程第20号)

(施行期日等)

- この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成13年4月1日から適用する。

(期末手当の額の特例)

- 平成13年12月にこの規程による改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程第20条の規定に基づいて支給されることとなる職員の期末手当の額が、改正後の規程第20条の規定に基づいてその者に同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額(以下「12月期末手当差額」という。)を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とし、平成14年3月に支給されるべきその者の期末手当の額は、改正後の規程第20条の規定に基づいてその者に支給されることとなる期末手当差額の額からその額を越えない範囲内で12月期末手当を控除した額とする。

付 則 (平成14年3月26日規程第4号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年12月25日規程第10号)

- この規程は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額の変更等)

- この規程の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)の前日において財団法人土浦市産業文化事業団給与規程(以下「給与規程」という。)別表第1事務職給料表及び別表第2労務職給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。

(施行日以前の異動者の号給等の調整)

- 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の給与規程に従って定められたものでなければならない。

(平成15年3月に支給する期末手当の特例措置)

- 平成15年3月に支給する期末手当(以下この項において「期末手当という。）」の額は、第1条の規定による改正後の給与規程(以下この項において「改正後の給与規程と

いう。」) 第20条第2項から第4項又は第21条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成15年3月1日(期末手当について改正後の給与規程第20条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から同年12月31日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同年4月1日から同年12月31日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与の額の合計額
- (2) 継続在職期間について改正後の給与規程の規定による給料月額(継続在職期間において付則第2項に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について理事長が別に定める給料月額)及び改正後の給与規程の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額  
(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

6 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の給与規程第20条第2項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(理事長への委任)

7 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市職員の例により理事長が定める。

付 則 (平成15年3月24日規程第5号)

(施行期日)

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表第3の1. 事務職給料表級別職務分類表及び別表第7の各改正規定は、土浦市勤労者野外活動施設条例(平成15年土浦市条例第19号)の施行の日から施行する。

(昇給停止に関する経過措置)

2 平成15年4月1日(以下この項及び次項において「基準日」という。)前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において58歳(次項において「昇給停止年齢」という。)を超えている職員(次項において「昇給停止年齢超過職員」という。)の昇給については、なお従前の例による。

3 基準日前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるにものとして理事長が定める職員については、この規程による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程第8条第6項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、理事長の定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段

の理事長が定める職員との権衡上必要があると認められる職員として理事長が定める職員についても、同様とする。

付 則（平成15年11月14日規程第6号）

（施行期日）

1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等）

2 平成15年12月1日（以下「施行日」という。）の前日において財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（昭和48年規程第5号。以下「給与規程」という。）別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成15年12月に支給する期末手当の特例措置）

5 平成15年12月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、第1条の規定による改正後の給与規程（以下この項において「改正後の給与規程」という。）第20条第2項から第4項まで又は第21条第1項若しくは第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を越える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年12月1日（期末手当について改正後の給与規程第20条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して理事長が定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料、扶養手当及び住居手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

(2) 継続在職期間について改正後の給与規程の規定による給料月額（継続在職期間において付則第2項に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について理事長が定める給料月額）及び改正後の給与規程の規定による扶養手当及び住居手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

（理事長への委任）

6 付則第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、土浦市職員の例により理事長が定める。

付 則（平成17年11月25日規程第1号）

（施行期日）

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額の切換え等）

2 この規程の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）の前日において財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1及び別表第2に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の給与規程に従って定められたものでなければならない。

（平成17年12月に支給する期末手当の特例措置）

5 平成17年12月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、第1条の規定による改正後の給与規程（以下この項において「改正後の給与規程」という。）第20条第2項から第4項又は第21条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあつては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

（理事長への委任）

6 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市職員の例により理事長が定める。

付 則（平成18年3月28日規程第5号）

（施行期日）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(事務職員の特定の職務の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が付則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定められる職務の級とする。この場合において、同欄に二つの職務の級が掲げられるときは、理事長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(事務職員の号給の切替え)

- 3 切替日の前日において財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「給与規程」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号級」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が受けていた期間(理事長の定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過措置」という。)に応じて付則別表第2に定める号給とする。

(技能労務職員の特定の職務の級及び号給の切替え)

- 4 切替日の前日において給与規程別表第2の給料表の新級及び新号級は、次項に規定する職員を除き、旧級、旧号給及び経過期間に応じて付則別表第3に定める旧級及び旧号給に対応する同表の級及び新号級欄に定める職務の級及び号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)

- 5 切替日の前日において給与規程別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給及び給料月額は、土浦市職員の例による。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の新号級については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 7 付則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この規程に規定による改正前の給与規程に従って定められたものでなければならない。

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額(財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程等の一部を改正する規程(平成21年規程第5号)の施行の日において同規程付則第2項第1号に規定する次の各号に掲げる職員にあっては当該給料月額にそれぞれ該当各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与規程付則第5項の規定により給料が減ぜられて支給された職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額。以下この項において同じ。)からその差額に相当する額に100分の50を乗じて得た額(その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円)を減じた額を給料として支給する。

(1) 減額改定対象職員(次号に掲げる職員を除く。) 100分の99.1

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

- 9 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる

ときは、当該職員には、同項の規定に準じて、給料を支給する。

(理事長への委任)

- 10 付則第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、土浦市職員の例により理事長が定める。

付 則 (平成19年3月27日規程第4号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年12月19日規程第7号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 3 平成19年4月1日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号給は、理事長の定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(理事長への委任)

- 6 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、土浦市職員の例により理事長が定める。

付 則 (平成20年3月26日規程第1号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月27日規程第3号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年11月27日規程第5号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程第20条第2項から第4項まで又は第21条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調

整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(財団法人土浦市産業文化事業団職員就業規則(平成14年規則第1号)が適用される職員(以下この項において同じ。))以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で採用の事情を考慮して理事長が土浦市の例により定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が土浦市の例により定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料(給料の調整額を含む。)、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が土浦市の例により定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が土浦市の例により定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号級
事務職給料表	1級	1号から56号まで
	2級	1号から24号まで
	3級	1号から8号まで
技能労務職給料表	1級	1号から68号まで
	2級	1号から32号まで

- (2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者(採用の事情を考慮して理事長が土浦市の例により定めるものを除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

(理事長への委任)

- 3 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、土浦市の例により理事長が定める。

付 則 (平成22年3月29日規程第1号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年11月26日規程第3号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条及び付則第4項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(第1号及び付則第3項において「改正後の給与規程」という。)第20条第2項から第4項まで、第21条第1及び第2項又は付則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」

という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(財団法人土浦市産業文化事業団職員就業規則(平成14年規則第1号)が適用される職員(以下この項及び次項において同じ。))以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(改正後の給与規程付則第5項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年3月28日規程第5号)付則第8項の規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で採用の事情を考慮して理事長が土浦市の例により定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が土浦市の例により定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料(給料の調整額を含む。)、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が土浦市の例により定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が土浦市の例により定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
事務職職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで
技能労務職給料表	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から64号給まで
	4級	1号給から36号給まで
	5級	1号給から20号給まで

- (2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者(採用の事情を考慮して理事長が土浦市の例により定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額  
(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与規程付則第5項の規定の適用については、同項中「当該特定減額職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年規程第3号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成23年4月1日における号給の調整）

4 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち、理事長が土浦市の例により定める日において職員給与規程第8条第3項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して理事長が土浦市の例により定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が土浦市の例により定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

（理事長への委任）

5 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、土浦市の例により理事長が定める。

付 則（平成23年3月28日規程第1号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成23年12月20日規程第2号）

（施行期日）

1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程付則第2項の改正規定及び同規程付則に2項を加える改正規定 公表の日

（2）第3条、付則第2項及び第3項の規定 平成24年4月1日

（平成24年4月1日における号給の調整）

2 平成24年4月1日において42歳に満たない職員（同日において職務の級における最高の号給を受ける職員（以下この項及び次項において「除外職員」という。）を除く。）のうち、当該職員の平成18年4月1日、平成19年4月1日及び平成20年4月1日の昇給その他の号給の決定の状況（以下この項及び次項において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が土浦市の例により定める職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（同日において36歳に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）であって当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が土浦市の例により定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

（平成25年4月1日における号給の調整）

3 平成25年4月1日において平成18年改正規程付則第8項の規定による給料に関する状況を考慮して理事長が土浦市の例により定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が土浦市の例により定める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

（理事長への委任）

4 付則第2項及び前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、土浦

市の例により理事長が定める。

付 則（平成 25 年 3 月 28 日規程第 1 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年 12 月 17 日規程第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第 3 条並びに付則第 5 項及び付則第 6 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 2 条の規定による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の規定は、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 4 この規程による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（切替日前の異動者の号給調整）

- 5 平成 27 年 4 月 1 日（以下この項及び次項において「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が土浦市の例により定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が土浦市の例により定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理事長が土浦市の例により定める職員を除く。）には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程付則第 5 項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を給料として支給する。

（平成 27 年 4 月 1 日における昇給に関する特例）

- 7 平成 27 年 4 月 1 日における一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程第 8 条第 4 項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは「3 号給」と、「3 号給」とあるのは「2 号給」とする。

（理事長への委任）

- 8 付則第 4 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、土浦市の例により理事長が定める。

付 則（平成 28 年 3 月 16 日規程第 1 号）

(施行期日等)

1 この規程中第1条の規定は平成28年3月16日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 この規程による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与(一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程等の一部を改正する規程(平成26年規程第1号。以下この項において「平成26年改正規程」という。)付則第6項の規定に基づいて支給された給与を含む。)は、それぞれ改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の規定による給与(平成26年改正規程付則第6項の規定する給与を含む。)の内払とみなす。

(理事長への委任)

4 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、土浦市の例により理事長が定める。

付 則 (平成29年3月28日規程第1号)

(施行期日等)

1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(次項において「第1条改正後給与規程」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条改正後給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与(一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程等の一部を改正する規程(平成26年規程第1号。以下この項において「平成26年改正規程」という。)付則第6項の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、第1条改正後給与規程の規定による給与(平成26年改正規程付則第6項の規定による給与を含む。)の内払とみなす。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「第2条改正後給与規程」という。)第12条第8項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与規程同条第4項及び第6項から第8項の規定については、同条第4項中「第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(事務職給料表の適用を受けている職員でその職務の級が7級である職員(以下「事務職7級職員」という。)にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円」とあるのは、「第2項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員の配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))に

については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第6項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、

「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合は除く。)」

とあるのは、

「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

と、同条第8項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について同条第6項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日」とあるのは「これらの日」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第6項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第6項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後与規程第12条第8項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与規程同条第4項及び第6項から第8項の規定の適用については、同条第4項中「(事務職給料表の適用を受けている職員でその職務の級が7級である職員(以下「事務職7級職員」という。)にあつては、3,500円)、同項第2号」とあるのは、「、同項第2号」と、同条第8項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

(理事長への委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、土浦市の例により理事長が定める。

付 則 (平成29年5月12日規程第5号)

この規程は、平成29年5月12日から施行する。

付則別表第1 事務職員の職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
事務職給料表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級
	7級	6級
	8級	7級

付則別表 事務職員の号給の切替表

事務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	経過期間								
1	3月未満			1	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	6	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	7	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	8	1	1	1	1
	12月以上			1	9	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	2	10	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	1	3	11	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	1	4	12	1	1	1	1
	12月以上	5	1	5	13	1	1	1	1
3	3月未満	5	1	5	13	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	1	6	14	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	1	7	15	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	1	8	16	4	1	1	1
	12月以上	9	1	9	17	5	1	1	1
4	3月未満	9	1	9	17	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	1	10	18	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	1	11	19	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	1	12	20	8	4	1	1
	12月以上	12	1	12	21	9	5	1	1
5	3月未満	13	1	13	21	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	2	14	22	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	3	15	23	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	4	16	24	12	8	4	1
	12月以上	17	5	17	25	13	9	5	1
6	3月未満	17	5	17	25	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	6	18	26	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	7	19	27	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	8	20	28	16	12	8	4
	12月以上	21	9	21	29	17	13	9	5
7	3月未満	21	9	21	29	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	10	22	30	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	11	23	31	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	12	24	32	20	16	12	8
	12月以上	25	12	25	33	21	17	13	9
8	3月未満	25	13	25	33	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	14	26	34	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	15	27	35	23	19	15	11

	9 月以上 1 2 月未滿	28	16	28	36	24	20	16	12
	1 2 月以上	29	17	29	37	25	21	17	13
9	3 月未滿	29	17	29	37	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未滿	30	18	30	38	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未滿	31	19	31	39	27	23	19	15
	9 月以上 1 2 月未滿	32	20	32	40	28	24	20	16
	1 2 月以上	33	21	33	41	29	25	21	17
10	3 月未滿	33	21	33	41	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未滿	34	22	34	42	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未滿	35	23	35	43	31	27	23	19
	9 月以上 1 2 月未滿	36	24	36	44	32	28	24	20
	1 2 月以上	37	25	37	45	33	29	25	21
11	3 月未滿	37	25	37	45	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未滿	38	26	38	46	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未滿	39	27	39	47	35	31	27	23
	9 月以上 1 2 月未滿	40	28	40	48	36	32	28	24
	1 2 月以上	41	29	41	49	37	33	29	25
12	3 月未滿	41	29	41	49	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未滿	42	30	42	50	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未滿	43	31	43	51	39	35	31	27
	9 月以上 1 2 月未滿	44	32	44	52	40	36	32	28
	1 2 月以上	45	33	45	53	41	37	33	29
13	3 月未滿	45	33	45	53	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未滿	46	34	46	54	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未滿	47	35	47	55	43	39	35	31
	9 月以上 1 2 月未滿	48	36	48	56	44	40	36	32
	1 2 月以上	49	37	49	57	45	41	37	33
14	3 月未滿	49	37	49	57	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未滿	50	38	50	58	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未滿	51	39	51	59	47	43	39	35
	9 月以上 1 2 月未滿	52	40	52	60	48	44	40	36
	1 2 月以上	53	41	52	61	49	45	41	37
15	3 月未滿	53	41	52	61	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未滿	54	42	53	62	50	46	42	38
	6 月以上 9 月未滿	55	43	53	63	51	47	43	39
	9 月以上 1 2 月未滿	56	44	54	64	52	48	44	40
	1 2 月以上	57	45	55	65	53	49	45	41
16	3 月未滿	57	45	55	65	53	49	45	41
	3 月以上 6 月未滿	58	46	55	66	54	50	46	42
	6 月以上 9 月未滿	59	47	56	67	55	51	47	43
	9 月以上 1 2 月未滿	60	48	56	68	56	52	48	44
	1 2 月以上	61	49	57	69	57	53	49	45
17	3 月未滿	61	49	57	69	57	53	49	45

	3 月以上 6 月未滿	62	50	57	70	58	54	50	46
	6 月以上 9 月未滿	63	51	58	71	59	55	51	47
	9 月以上 1 2 月未滿	64	52	58	72	60	56	52	48
	1 2 月以上	65	53	59	73	61	57	53	49
18	3 月未滿	65	53	59	73	61	57	53	49
	3 月以上 6 月未滿	66	54	59	74	62	58	54	50
	6 月以上 9 月未滿	67	55	60	75	63	59	55	51
	9 月以上 1 2 月未滿	68	56	60	76	64	60	56	52
	1 2 月以上	69	57	60	77	65	61	57	53
19	3 月未滿	69	57	60	77	65	61	57	53
	3 月以上 6 月未滿	70	58	60	78	66	62	58	54
	6 月以上 9 月未滿	71	59	61	79	67	63	59	55
	9 月以上 1 2 月未滿	72	60	61	80	68	64	60	56
	1 2 月以上	73	61	62	81	69	65	61	57
20	3 月未滿	73	61	62	81	69	65	61	57
	3 月以上 6 月未滿	74	62	62	82	70	66	62	58
	6 月以上 9 月未滿	75	63	63	83	71	67	63	59
	9 月以上 1 2 月未滿	76	64	63	84	72	68	64	60
	1 2 月以上	77	65	64	85	73	69	65	61
21	3 月未滿	77	65	64	85	73	69	65	61
	3 月以上 6 月未滿	78	66	64	86	74	70	66	61
	6 月以上 9 月未滿	79	67	65	87	75	71	67	61
	9 月以上 1 2 月未滿	80	68	65	88	76	72	68	61
	1 2 月以上	81	69	66	89	77	73	69	61
22	3 月未滿	81	69	66	89	77	73	69	61
	3 月以上 6 月未滿	82	70	66	90	78	74	70	61
	6 月以上 9 月未滿	83	71	67	91	79	75	71	61
	9 月以上 1 2 月未滿	84	72	67	92	80	76	72	61
	1 2 月以上	85	73	68	93	81	77	73	61
23	3 月未滿	85	73	68	93	81	77	73	61
	3 月以上 6 月未滿	86	74	68	94	82	78	74	61
	6 月以上 9 月未滿	87	75	69	95	83	79	75	61
	9 月以上 1 2 月未滿	88	76	69	96	84	80	76	61
	1 2 月以上	89	77	70	97	85	81	77	61
24	3 月未滿	89	77	70	97	85	81	77	61
	3 月以上 6 月未滿	90	78	70	98	86	82	77	61
	6 月以上 9 月未滿	91	79	71	99	87	83	77	61
	9 月以上 1 2 月未滿	92	80	71	100	88	84	77	61
	1 2 月以上	93	81	72	101	89	85	77	61
25	3 月未滿	93	81	72	101	89	85	77	61
	3 月以上 6 月未滿	93	82	72	102	90	85	77	61
	6 月以上 9 月未滿	93	83	73	103	91	85	77	61
	9 月以上 1 2 月未滿	93	84	73	104	92	85	77	61

	1 2 月以上	93	85	74	105	93	85	77	61
26	3 月未滿		85	74	105	93	85	77	61
	3 月以上 6 月未滿		86	74	106	93	85	77	61
	6 月以上 9 月未滿		87	75	107	93	85	77	61
	9 月以上 1 2 月未滿		88	75	108	93	85	77	61
	1 2 月以上		89	76	109	93	85	77	61
27	3 月未滿		89	76	109	93	85	77	61
	3 月以上 6 月未滿		90	76	110	93	85	77	61
	6 月以上 9 月未滿		91	77	111	93	85	77	61
	9 月以上 1 2 月未滿		92	77	112	93	85	77	61
	1 2 月以上		93	78	113	93	85	77	61
28	3 月未滿			78	113	93	85	77	61
	3 月以上 6 月未滿			78	113	93	85	77	61
	6 月以上 9 月未滿			79	113	93	85	77	61
	9 月以上 1 2 月未滿			80	113	93	85	77	61
	1 2 月以上			81	113	93	85	77	61
29	3 月未滿				113	93	85	77	61
	3 月以上 6 月未滿				113	93	85	77	61
	6 月以上 9 月未滿				113	93	85	77	61
	9 月以上 1 2 月未滿				113	93	85	77	61
	1 2 月以上				113	93	85	77	61
30	3 月未滿				113	93	85	77	61
	3 月以上 6 月未滿				113	93	85	77	61
	6 月以上 9 月未滿				113	93	85	77	61
	9 月以上 1 2 月未滿				113	93	85	77	61
	1 2 月以上				113	93	85	77	61
31	3 月未滿					93	85	77	61
	3 月以上 6 月未滿					93	85	77	61
	6 月以上 9 月未滿					93	85	77	61
	9 月以上 1 2 月未滿					93	85	77	61
	1 2 月以上					93	85	77	61
32	3 月未滿					93	85	77	
	3 月以上 6 月未滿					93	85	77	
	6 月以上 9 月未滿					93	85	77	
	9 月以上 1 2 月未滿					93	85	77	
	1 2 月以上					93	85	77	
33	3 月未滿					93	85	77	
	3 月以上 6 月未滿					93	85	77	
	6 月以上 9 月未滿					93	85	77	
	9 月以上 1 2 月未滿					93	85	77	
	1 2 月以上					93	85	77	
34	3 月未滿					93		77	
	3 月以上 6 月未滿					93		77	



付則別表第3 技能労務職員の号給の切替表

技能労務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級		1級		2級		3級		4級		5級	
		新級	級	新号給									
1	3月未満							3	1	3	25	4	1
	3月以上6月未満							3	2	3	26	4	2
	6月以上9月未満							3	3	3	27	4	3
	9月以上12月未満							3	4	3	28	4	4
	12月以上							3	4	3	30	4	5
2	3月未満	1	1	1	16	3	4	3	30	4	5		
	3月以上6月未満	1	2	1	17	3	5	3	31	4	6		
	6月以上9月未満	1	3	1	18	3	6	3	32	4	7		
	9月以上12月未満	1	4	1	19	3	7	3	33	4	8		
	12月以上	1	5	1	20	3	10	4	1	4	8		
3	3月未満	1	5	1	20	3	10	4	1	4	9		
	3月以上6月未満	1	6	1	21	3	11	4	2	4	10		
	6月以上9月未満	1	7	1	22	3	12	4	3	4	11		
	9月以上12月未満	1	8	1	23	3	13	4	4	4	12		
	12月以上	1	9	1	24	3	15	4	5	4	13		
4	3月未満	1	9	1	24	3	15	4	5	4	13		
	3月以上6月未満	1	10	1	25	3	16	4	6	4	14		
	6月以上9月未満	1	11	1	26	3	17	4	7	4	15		
	9月以上12月未満	1	12	1	27	3	18	4	8	4	16		
	12月以上	1	12	1	27	3	19	4	11	5	1		
5	3月未満	1	13	1	27	3	19	4	11	5	1		
	3月以上6月未満	1	14	1	28	3	20	4	12	5	2		
	6月以上9月未満	1	15	1	29	3	21	4	13	5	3		
	9月以上12月未満	1	16	1	30	3	22	4	14	5	4		
	12月以上	1	17	1	31	3	24	4	18	5	5		
6	3月未満	1	17	1	31	3	24	4	19	5	5		
	3月以上6月未満	1	18	1	32	3	25	4	19	5	6		
	6月以上9月未満	1	19	1	33	3	26	4	20	5	7		
	9月以上12月未満	1	20	1	34	3	27	4	21	5	8		
	12月以上	1	21	1	35	3	29	4	24	5	9		
7	3月未満	1	21	1	35	3	29	4	24	5	9		
	3月以上6月未満	1	22	1	36	3	30	4	25	5	10		
	6月以上9月未満	1	23	1	37	3	31	4	26	5	11		
	9月以上12月未満	1	24	1	38	3	32	4	27	5	12		
	12月以上	1	25	1	39	3	35	4	31	5	13		
8	3月未満	1	25	2	1	3	35	4	31	5	13		
	3月以上6月未満	1	26	2	2	3	36	4	33	5	14		

	6 月以上 9 月未滿	1	27	2	3	3	37	4	35	5	15
	9 月以上 12 月未滿	1	28	2	4	3	38	4	37	5	16
	12 月以上	1	29	2	5	3	41	4	38	5	18
9	3 月未滿	1	29	2	5	3	41	4	38	5	18
	3 月以上 6 月未滿	1	30	2	6	3	42	4	40	5	19
	6 月以上 9 月未滿	1	31	2	7	3	43	4	42	5	20
	9 月以上 12 月未滿	1	32	2	8	3	44	4	44	5	21
	12 月以上	1	33	2	10	3	47	4	46	5	23
10	3 月未滿	1	33	2	10	3	47	4	46	5	23
	3 月以上 6 月未滿	1	34	2	11	3	48	4	48	5	24
	6 月以上 9 月未滿	1	35	2	12	3	49	4	50	5	25
	9 月以上 12 月未滿	1	36	2	13	3	50	4	52	5	26
	12 月以上	1	37	2	15	3	54	4	54	5	29
11	3 月未滿	1	37	2	15	3	54	4	54	5	29
	3 月以上 6 月未滿	1	38	2	16	3	55	4	56	5	30
	6 月以上 9 月未滿	1	39	2	17	3	56	4	58	5	31
	9 月以上 12 月未滿	1	40	2	18	3	57	4	60	5	32
	12 月以上	1	41	2	21	3	61	4	62	5	35
12	3 月未滿	1	41	2	21	3	61	4	62	5	35
	3 月以上 6 月未滿	1	42	2	22	3	62	4	64	5	36
	6 月以上 9 月未滿	1	43	2	23	3	63	4	66	5	37
	9 月以上 12 月未滿	1	44	2	24	3	64	4	68	5	38
	12 月以上	2	5	2	27	3	68	4	73	5	41
13	3 月未滿	2	5	2	27	3	68	4	73	5	41
	3 月以上 6 月未滿	2	6	2	28	3	69	4	76	5	42
	6 月以上 9 月未滿	2	7	2	29	3	70	4	79	5	43
	9 月以上 12 月未滿	2	8	2	30	3	71	4	82	5	44
	12 月以上	2	9	2	32	3	77	4	88	5	47
14	3 月未滿	2	9	2	32	3	77	4	88	5	47
	3 月以上 6 月未滿	2	10	2	33	3	79	4	91	5	48
	6 月以上 9 月未滿	2	11	2	34	3	81	4	94	5	49
	9 月以上 12 月未滿	2	12	2	35	3	83	4	97	5	50
	12 月以上	2	13	2	38	3	89	4	98	5	53
15	3 月未滿	2	13	2	38	3	89	4	99	5	53
	3 月以上 6 月未滿	2	14	2	39	3	92	4	100	5	54
	6 月以上 9 月未滿	2	15	2	40	3	95	4	101	5	55
	9 月以上 12 月未滿	2	16	2	41	3	98	4	101	5	56
	12 月以上	2	17	2	45	3	104	4	101	5	59
16	3 月未滿	2	17	2	45	3	104	4	101	5	59
	3 月以上 6 月未滿	2	18	2	46	3	108	4	101	5	60
	6 月以上 9 月未滿	2	19	2	47	3	112	4	101	5	61
	9 月以上 12 月未滿	2	20	2	48	3	116	4	101	5	62
	12 月以上	2	21	2	51	3	121	4	101	5	65

17	3月未滿	2	21	2	51	3	121	4	101	5	65
	3月以上6月未滿	2	22	2	52	3	123	4	101	5	66
	6月以上9月未滿	2	23	2	53	3	125	4	101	5	67
	9月以上12月未滿	2	24	2	54	3	127	4	101	5	68
	12月以上	2	25	2	57	3	131	4	101	5	69
18	3月未滿	2	25	2	57	3	131	4	101	5	69
	3月以上6月未滿	2	26	2	58	3	131	4	101	5	69
	6月以上9月未滿	2	27	2	59	3	131	4	101	5	69
	9月以上12月未滿	2	28	2	60	3	131	4	101	5	69
	12月以上	2	29	2	63	3	133	4	101	5	69
19	3月未滿	2	29	2	63	3	133	4	101	5	69
	3月以上6月未滿	2	30	2	65	3	133	4	101	5	69
	6月以上9月未滿	2	31	2	67	3	133	4	101	5	69
	9月以上12月未滿	2	32	2	69	3	133	4	101	5	69
	12月以上	2	33	2	71	3	133	4	101	5	69
20	3月未滿	2	33	2	71	3	133	4	101	5	69
	3月以上6月未滿	2	34	2	73	3	133	4	101	5	69
	6月以上9月未滿	2	35	2	75	3	133	4	101	5	69
	9月以上12月未滿	2	36	2	77	3	133	4	101	5	69
	12月以上	2	37	2	82	3	133	4	101	5	69
21	3月未滿	2	37	2	82	3	133	4	101	5	69
	3月以上6月未滿	2	38	2	85	3	133	4	101	5	69
	6月以上9月未滿	2	39	2	88	3	133	4	101	5	69
	9月以上12月未滿	2	40	2	91	3	133	4	101	5	69
	12月以上	2	41	2	97	3	133	4	101	5	69
22	3月未滿	2	41	2	97	3	133	4	101	5	69
	3月以上6月未滿	2	42	2	101	3	133	4	101	5	69
	6月以上9月未滿	2	43	2	105	3	133	4	101	5	69
	9月以上12月未滿	2	44	2	109	3	133	4	101	5	69
	12月以上	2	45	2	114	3	133	4	101	5	69
23	3月未滿	2	45	2	114	3	133	4	101	5	69
	3月以上6月未滿	2	46	2	118	3	133	4	101	5	69
	6月以上9月未滿	2	47	2	122	3	133	4	101	5	69
	9月以上12月未滿	2	48	2	126	3	133	4	101	5	69
	12月以上	2	49	2	132	3	133	4	101	5	69
24	3月未滿	2	49	2	132	3	133	4	101	5	69
	3月以上6月未滿	2	50	2	134	3	133	4	101	5	69
	6月以上9月未滿	2	51	2	135	3	133	4	101	5	69
	9月以上12月未滿	2	52	2	136	3	133	4	101	5	69
	12月以上	2	53	2	137	3	133	4	101	5	69
25	3月未滿	2	53	2	137	3	133	4	101		
	3月以上6月未滿	2	54	2	137	3	133	4	101		
	6月以上9月未滿	2	55	2	137	3	133	4	101		

	9 月以上 12 月未滿	2	56	2	137	3	133	4	101		
	12 月以上	2	57	2	137	3	133	4	101		
26	3 月未滿	2	57	2	137	3	133	4	101		
	3 月以上 6 月未滿	2	58	2	137	3	133	4	101		
	6 月以上 9 月未滿	2	59	2	137	3	133	4	101		
	9 月以上 12 月未滿	2	60	2	137	3	133	4	101		
	12 月以上	2	61	2	137	3	133	4	101		
27	3 月未滿	2	61	2	137	3	133	4	101		
	3 月以上 6 月未滿	2	62	2	137	3	133	4	101		
	6 月以上 9 月未滿	2	63	2	137	3	133	4	101		
	9 月以上 12 月未滿	2	64	2	137	3	133	4	101		
	12 月以上	2	65	2	137	3	133	4	101		
28	3 月未滿	2	65	2	137	3	133	4	101		
	3 月以上 6 月未滿	2	66	2	137	3	133	4	101		
	6 月以上 9 月未滿	2	67	2	137	3	133	4	101		
	9 月以上 12 月未滿	2	68	2	137	3	133	4	101		
	12 月以上	2	69	2	137	3	133	4	101		
29	3 月未滿	2	69	2	137	3	133	4	101		
	3 月以上 6 月未滿	2	70	2	137	3	133	4	101		
	6 月以上 9 月未滿	2	71	2	137	3	133	4	101		
	9 月以上 12 月未滿	2	72	2	137	3	133	4	101		
	12 月以上	2	73	2	137	3	133	4	101		
30	3 月未滿	2	73			3	133	4	101		
	3 月以上 6 月未滿	2	74			3	133	4	101		
	6 月以上 9 月未滿	2	75			3	133	4	101		
	9 月以上 12 月未滿	2	76			3	133	4	101		
	12 月以上	2	77			3	133	4	101		
31	3 月未滿					3	133				
	3 月以上 6 月未滿					3	133				
	6 月以上 9 月未滿					3	133				
	9 月以上 12 月未滿					3	133				
	12 月以上					3	133				

## 別表第1 (第6条関係)

## 事務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300

39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	

82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800			
95		294,400	342,300			
96		294,800	342,700			
97		295,000	342,800			
98		295,300	343,300			
99		295,700	343,700			
100		296,100	344,000			
101		296,300	344,300			
102		296,600	344,700			
103		297,000	345,100			
104		297,300	345,500			
105		297,500	346,000			
106		297,800	346,400			
107		298,200	346,800			
108		298,500	347,200			
109		298,700	347,700			
110		299,100	348,100			
111		299,500	348,400			
112		299,800	348,700			
113		299,900	349,200			
114		300,200				
115		300,500				
116		300,900				
117		301,100				
118		301,300				
119		301,600				
120		301,900				
121		302,300				
122		302,500				
123		302,800				
124		303,100				
125		303,400				

別表第2（第6条関係）

## 技能労務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700

38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800
41	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
42	180,200	225,200	252,900	290,800	336,800
43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800
45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200
53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
70	209,800	251,900	281,700	310,500	
71	210,100	252,400	282,500	311,000	
72	210,700	252,900	283,200	311,500	
73	211,000	253,100	284,000	311,800	
74	211,600	253,500	284,700	312,300	
75	212,100	254,000	285,500	312,800	
76	212,900	254,500	286,300	313,200	
77	213,100	255,000	286,900	313,400	
78	213,800	255,400	287,400	313,700	
79	214,300	255,900	287,900	314,000	
80	214,900	256,400	288,300	314,300	
81	215,600	256,700	288,700	314,600	

82	216,100	257,000	289,100	314,900
83	216,700	257,300	289,600	315,200
84	217,400	257,600	290,100	315,500
85	218,000	257,800	290,500	315,700
86	218,600	258,000	291,100	316,100
87	219,100	258,300	291,700	316,400
88	219,800	258,600	292,300	316,600
89	220,300	258,800	292,600	316,800
90	220,900	259,000	293,100	317,100
91	221,500	259,400	293,600	317,400
92	222,000	259,600	294,000	317,700
93	222,400	259,900	294,400	317,900
94	222,900	260,300	294,900	318,200
95	223,400	260,600	295,400	318,500
96	223,900	260,900	295,900	318,700
97	224,500	261,100	296,200	318,900
98	225,000	261,400	296,600	319,200
99	225,500	261,600	297,100	319,500
100	226,000	261,900	297,600	319,700
101	226,400	262,200	298,000	319,900
102	226,900	262,400	298,400	
103	227,500	262,700	298,700	
104	228,100	263,000	299,000	
105	228,500	263,200	299,300	
106	229,000	263,400	299,700	
107	229,500	263,700	300,100	
108	229,900	263,900	300,500	
109	230,100	264,200	300,800	
110	230,500	264,500	301,200	
111	231,000	264,800	301,600	
112	231,500	265,000	301,900	
113	231,800	265,200	302,100	
114	232,300	265,500	302,400	
115	232,800	265,700	302,700	
116	233,300	265,900	302,900	
117	233,600	266,200	303,100	
118	234,000	266,500	303,400	
119	234,400	266,800	303,700	
120	234,800	267,100	303,900	
121	235,200	267,200	304,100	
122		267,500	304,400	
123		267,800	304,700	
124		268,100	304,900	
125		268,200	305,100	

126		268,500	305,400	
127		268,800	305,700	
128		269,100	305,900	
129		269,200	306,100	
130		269,500	306,400	
131		269,800	306,700	
132		270,100	306,900	
133		270,200	307,100	
134		270,500		
135		270,800		
136		271,100		
137		271,200		

別表第3（第7条関係）

1 事務職給料表級別職務分類表

職務の級	職務の内容
1 級	1 主事補及び技師補の職務 2 2 級から 7 級までに含まれない職員の職務
2 級	1 主幹の職務 2 職務の複雑，困難及び責任の度が前号と同程度の職務で，理事長の定めるもの
3 級	1 係長の職務 2 職務の複雑，困難及び責任の度が前号と同程度の職務で，理事長の定めるもの
4 級	1 事務局次長の職務 2 事務局長補佐の職務 3 所長の職務 4 所長補佐及び主査の職務 5 職務の複雑，困難及び責任の度が前各号と同程度の職務で，理事長の定めるもの
5 級	1 事務局長の職務 2 副参事の職務 3 職務の複雑，困難及び責任の度が前各号と同程度の職務で，理事長の定めるもの
6 級	1 参事の職務 2 職務の複雑，困難及び責任の度が前号と同程度の職務で，理事長の定めるもの
7 級	困難な業務を分掌し，相当数の職員を指揮監督する参事の職務

## 2 技能労務職給料表級別職務分類表

職務の級	職務の内容
1級	技術員の職務
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする技術員の職務 2 前号と同程度の職務で理事長の定めるもの
3級	1 技術員を直接指揮監督する副主任の職務 2 前号と同程度の職務で理事長の定めるもの
4級	1 多数の技術員を直接指揮監督する主任の職務 2 特に高度の技能又は経験を必要とし職務の内容, 責任の度が前号と同程度の職務で理事長の定めるもの
5級	極めて多数の技術員を直接指揮監督する主任の職務

### 別表第4（第8条関係）

#### 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
事務及び技術職員	大学卒	1級25号給
	短大卒	1級15号給
	高校卒	1級5号給
技能職員	高校卒	1級17号給
	中学卒	1級9号給
労務職員	—	1級1号給から1級16号給まで

備考 職種欄の各区分は、その区分に応じ、次の各号に掲げる者に適用する。

- (1) 事務及び技術職員 事務給料表の適用を受ける職員
- (2) 技能職員 技術員及びこれらの者の業務に準ずる技能的業務に従事する者

## 別表第5（第20条の4関係）

## 勤勉手当期間率

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

別表第6（第20条関係）

期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額に加算する割合等の区分表

給料表	職員		加算割合
	職務の級	職員の職制上の段階	
事務職給料表	7級に属する職員	参事	100分の15
	6級に属する職員	参事	100分の15
	5級に属する職員	事務局長，副参事	100分の15
	4級に属する職員	事務局次長，事務局長補佐，所長，所長補佐，主査	100分の10
	3級に属する職員	係長	100分の5
	2級に属する職員	主幹	100分の5
技能労務職給料表	5級に属する職員	主任	100分の5
	4級に属する職員	主任	100分の5
	3級に属する職員	副主任，技術員	100分の5

（注）技能労務職給料表中3級に属する職員については，それぞれの基準日現在勤続15年以上の者に限る。

別表第7（第18条の2関係）

部 局 \ 区 分	支 給 範 囲	手 当 の 額
本 部	事務職給料表7級に属する参事	10,000円
	事務職給料表6級に属する参事	8,000円
	事務局長 副参事	6,000円
	事務局次長 事務局長補佐 主査	4,000円
管 理 事 務 所	副参事	6,000円
	所長 所長補佐 主査 調理長	4,000円